介護参考様式第６号（告示第１条第２号ホ関係） 　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

技能等の修得等に資する知識の科目の講師の誓約書

　下記の事項を誓約します。

記

【誓約事項】

　下記のいずれかの要件に該当しています。

□　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第１号から第３号までに規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授した経験を有する者

□　社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第４号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第５に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習に関し教授した経験を有する者

□　社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第５号に規定する学校又は養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第５に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者

□　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員初任者研修課程における介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者

□　社会福祉士及び介護福祉士法附則第２条第１項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の教員として、社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第２条第２号の表に定める介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程又は介護総合演習のいずれかの科目を教授した経験を有する者

　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日　　作成

　　　　　　　技能等の修得等に資する知識の科目の講師の氏名